

フランスにおける女性労働力率カーブの考察

Study on a labor force participation rate of French women

井上 純園
Sumie Inoue

France shows an interesting trend in that the labor force participation rate by age group of women has transited from an M-shape curve to a trapezoid whereas it maintains its total fertility rate in a high level. In the background of this trend, we can see some major factors such as increase in the number of part-time work or unemployment. In France, the government established part-time work in a legal framework and promoted it as a voluntarily chosen part-time work. Under these circumstances, the number of part-time workers increased and contributed to changing the curve of the labor force participation rate. The labor force participation rate of French women, however, may have not increased as believed in Japan if a full-time equivalent employment rate is considered. The part-time work in France results in raising superficially the participation rate by several percents while keeping a full-time equivalent employment rate in a same level. Considering that the part-time work in France has improved the curve of the labor force participation rate and may provide French women with different fashions of living, we may study introducing a part-time work to Japan to realize a variety of work-life balances of Japanese women.

キーワード：Labor force participation rate by age group（年齢階級別労働力率），

Full-time equivalent（フルタイム換算），

Part-time work（パートタイム労働）

1. はじめに

本論文は、フランス女性のパートタイム労働に着目し、フルタイム換算された女性労働を考慮しながら、フランス女性の年齢階級別労働力率カーブの形状が台形に変遷した要因を論考する。

近年、日本女性の労働市場への参加を表す指標の一つとして、年齢階級別労働力率カーブ（以下、「労働力率カーブ」という。）が注目されている。2010年12月17日に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画においては、雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇を確保するために取り組むべき喫緊の課題の一つとして、「M字カーブ問題」

の解消が挙げられている⁽¹⁾。

日本女性の労働力率カーブは、M字型から台形に向けて徐々に変化する傾向がみられる。この労働力率カーブの形状が台形に変化してきた要因として、もともと労働力率が高い無配偶の割合が上昇していること、若い世代の労働力率が上昇していること、非正規雇用者数が増加していることが挙げられる（『平成25年版男女共同参画白書』2013：14-17）。また、女性の高学歴化、晩婚・晩産化、そして、未婚率の上昇による影響も挙げられている（『平成16年版男女共同参画白書』2004：61；『平成20年版働く女性の実情』2008：3）。

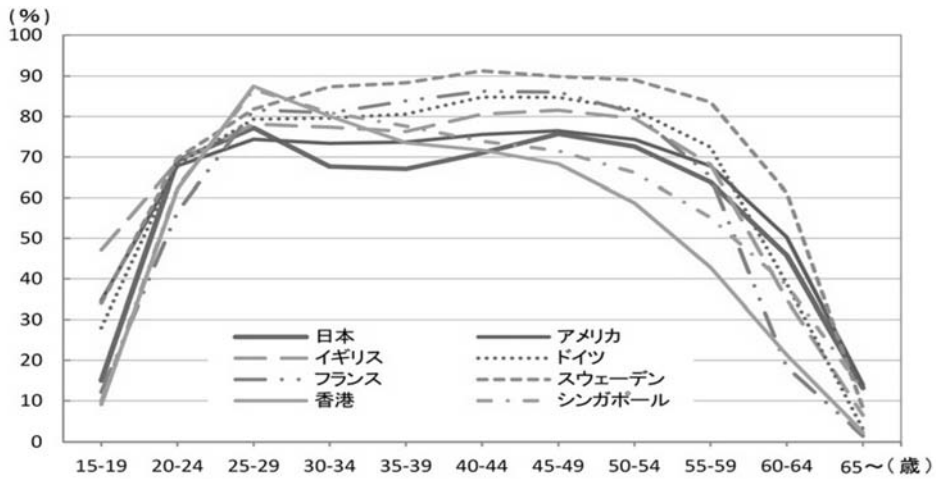
しかしながら、日本女性の労働市場への参加は、労働力率カーブからみる限り、いまだに海外の主要国の状況には至っていない。例えば、欧米の主要国では、女性の労働力率カーブがM字型から台形へと移行しており、出産・育児期においても女性の労働力率が減少しない傾向がみられる（図-1）。なかでもフランスは、合計特殊出生率は2.01（2011）と欧米の中で高い割合を維持しながらも⁽²⁾、女性の労働力率カーブは台形であり、日本女性の労働を考える上で興味ある傾向を示している。

フランス女性の労働力率の上昇要因について、日本において今までに多くの分析がなされている。例えば、男女の均等な機会と待遇あるいは出産・育児支援など、フランスでは日本と比べて女性が働きやすい労働環境が整っていることが報告されている（船橋1993a：54-64；神尾2007：33-72）。また、家族政策（家族手当・税制）によって出産・育児期においても就業を中断しない女性が増加したこと（中島2007：55-61；牧2008：54-59；神尾2013：70-77）、高学歴女性の継続就業が増加したこと（佐藤2002：166-168）、そして、パートタイム労働者が増加したこと（三富1992：173-185；鈴木2003：1-11；井上2013：12-20）が報告されている。

このように、日本においては、フランス女性の労働力率の高さの要因を論じた研究は多いが、労働力率カーブが台形を形成する過程で、パートタイム労働が労働力率カーブの変遷に果たした役割を論ずる研究はみいだせない。

本論文では、まず、フランス女性の労働力率カーブが上昇した要因を統計的側面から考察する。このとき、フルタイム換算された就業率を考慮して、パートタイム労働がフランス女性の労働力率上昇にどのような寄与をもたらしたかを明らかにすることにより、フランス女性の労働力率向上にパートタイム労働が重要な役割を果たしてきたことを論ずる。次に、フランス女性の労働力率向上を促進した社会的背景、特に、フランスにおけるパートタイム労働を巡る家族政策や労働政策を明らかにする。そして、これらの考察を通じて、フランス女性の労働力率カーブがM字型から台形へと変遷した要因をまとめ、さらに、日本女性の労働力率を改善し、かつ、ワーク・ライフを充実できるような方策について述べる。

図-1 主要各国の年齢階級別女性労働力率(2011)



出典：『データブック国際労働比較 2013』 p.53

2. 統計的側面からみたフランス女性の労働力率

この章では、フランス女性の労働力率カーブの推移とともに、労働力率カーブの上昇に寄与したと考えられるパートタイム労働と学歴に着目する。特に、女性労働をフルタイム換算したときの就業率も考慮しながら、女性の労働力率向上に対してパートタイム労働が果たした役割を明らかにする。

(1) フランス女性の労働力率の変化

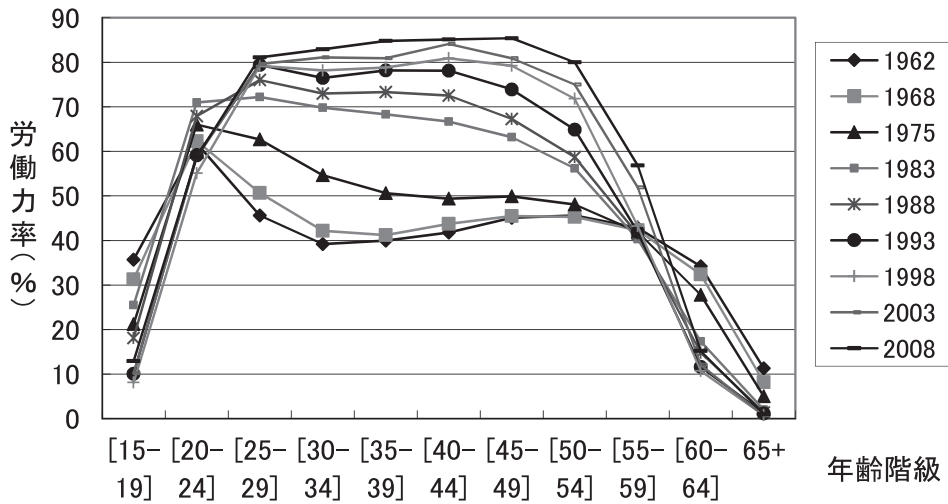
1962年から2008年までのフランス女性の労働力率カーブの推移をみる(図-2)。

1962年のフランス女性の労働力率カーブは緩やかなM字型を描いており、25歳~29歳で下降し、30歳~39歳でM字型の底となっている。1968年の労働力率カーブは、1962年のそれと比べてわずかに上昇している。しかし、1968年以降1983年にかけて、フランス女性の労働力率カーブの底が大きく上昇し、1983年には、出産・育児期の25歳~39歳の労働力率が約70%に達している。1983年以降も、フランス女性の労働力率カーブは、25歳~54歳の階級において全体的に上昇する傾向を示しており、2008年には25歳~54歳の労働力率が80%を超えている。なお、1983年以降、20~24歳の階級の労働力率は、低下傾向となっている。これは、以前よりも高等教育を受ける者が増加し、この年齢階級期における女性労働市場への参入が減少したためと考えられる。

次に、2008年のフランス男女の労働力率カーブを比較する(図-3)。

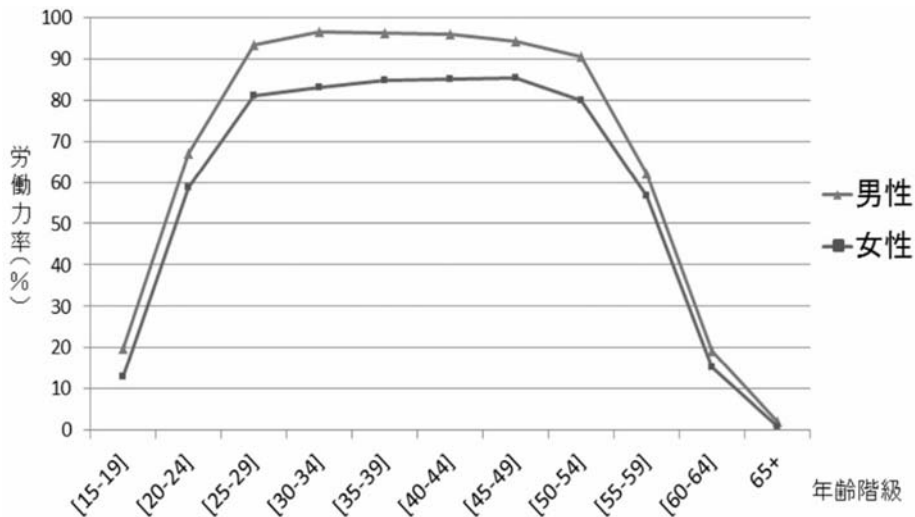
2008年において、フランス女性の25歳~44歳までの労働力率は80%を越えるまでになっているものの、全年齢においてフランス男性のそれよりやや低い。ただし、フランス女性の労働力率カーブの形状は、男性同様の台形を描いている。

図-2 フランス女性の年齢階級別労働力率の推移（1962~2008）



出所：ILO LABORSTA <http://laborsta.ilo.org/default.htm> (2010/10/31 アクセス) から作成

図-3 フランスの性別年齢階級別労働力率（2008）



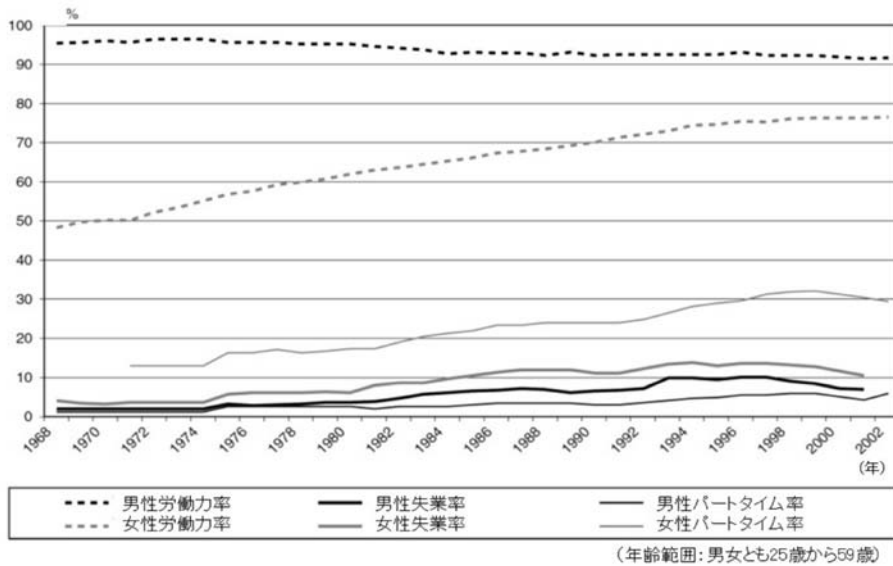
出所：ILO LABORSTA <http://laborsta.ilo.org/default.htm> (2010/10/31 アクセス) から作成

(2) フルタイム換算されたフランス女性労働

フランスにおける労働力率の推移をみると、男性の労働力率はやや減少気味に推移しているのに対し、女性の労働力率は1970年に約50%であったものが、2002年には75%以上にまで増加してきている（図-4）。また、失業率をみると、男女とも失業率は増加傾向にあるが、男性の失業率に比べて女性の失業率が高い。さらに、パートタイム就業率をみると、男性は6%弱で推移しているのに対し、女性は、1972年に15%以下であったも

のが1990年の後半からは30%以上にも達している。

図-4 労働力率、失業率、パートタイム率 (1968~2002)

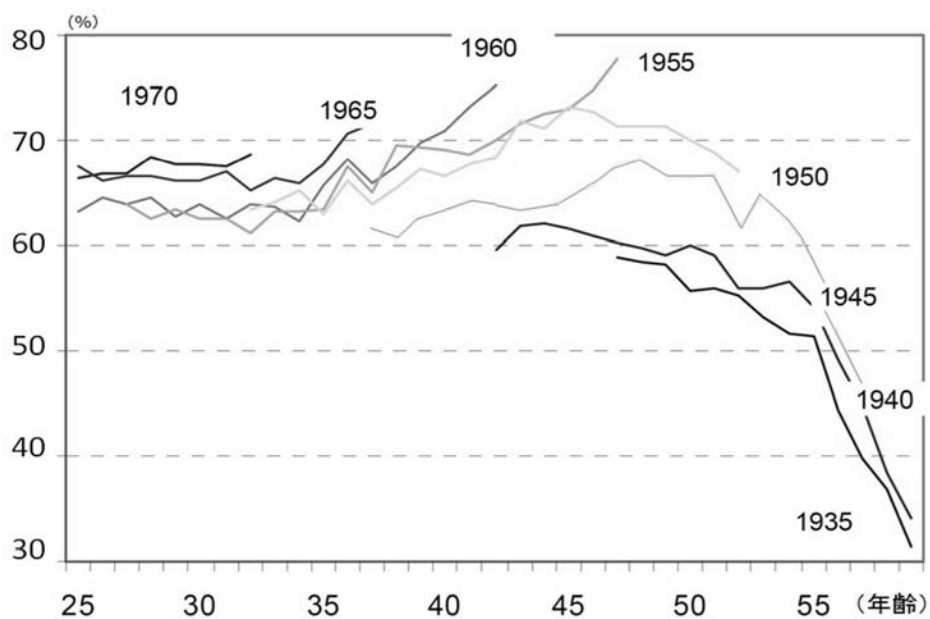


出典: INSEE, L'activité féminine en France: quelles évolutions récentes, quelles tendances pour l'avenir ? p.88 http://www.insee.fr/fr/ffc/docs_ffc/es398-399e.pdf (2010/10/31 アクセス)

このように、フランスでは女性の労働市場への参画が進展し、労働力率が順調に上昇したように見える。しかしながら、Cédric AFSA と Sophie BUFFETEAU は、フランス女性の労働力率は、失業とパートタイムの影響により上昇しているものの、女性労働をフルタイム換算した場合には女性労働は停滞しているとする研究を報告している (INSEE 国立統計経済研究所 2005 : 2-30)。この中で、1982年~2002年の雇用統計 (enquêtes emploi) からコーホートデータを作成し、1935年~1970年頃のフランス女性の労働力率カーブが変化した要因を次のように説明している。

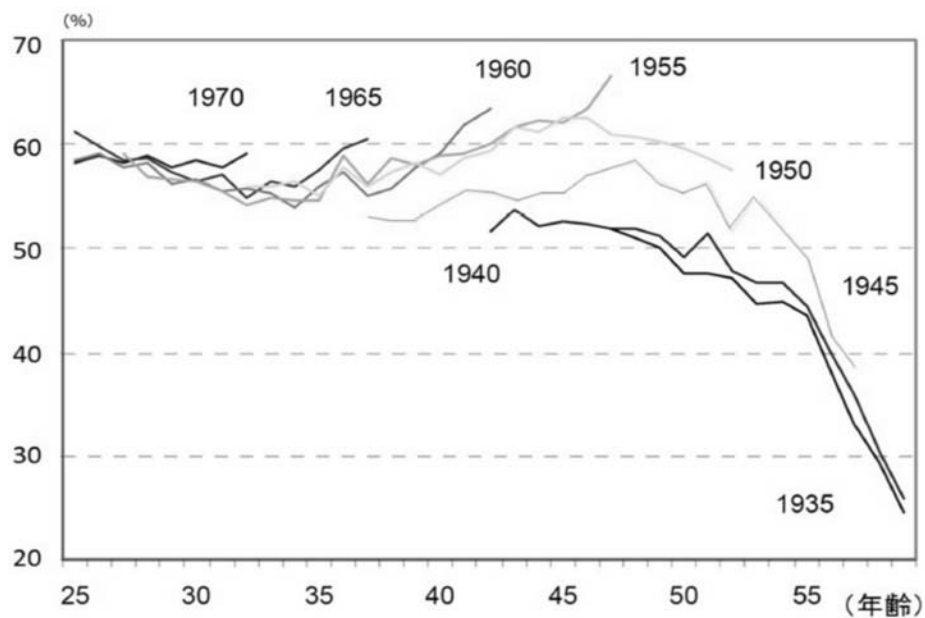
出生コーホートによる女性就業率の推移をみると (図-5)、1950年以降、1955年、1960年、1965年、1970年生まれの女性の就業率は概ね60~70%のあいだにあり、出生コーホートが若くなるにしたがって、年齢階級別の就業率は高くなっている。しかしながら、1955年、1960年、1965年、1970年生まれの女性の就業率をフルタイム換算した場合、それぞれの出生コーホートの就業率の線が55%~60%のあたりで重なり合う (図-6)。すなわち、これらの世代の女性就業率をフルタイム換算でみた場合、出生コーホートによる違いがみられないことを示している。ここでは、フルタイム換算にあたり、働かない期間については0%、労働時間が週1時間~14時間については25%、15時間~24時間については50%、25時間~34時間については75%そして35時間以上については100% (フルタイム) としている。

図-5 女性就業率 (taux d'emploi des femmes)



出典：INSEE, L'évolution de l'activité féminine en France: une approche par pseudo-panel p.18
http://insee.fr/fr/publications-et-services/docs_doc_travail/g2005-02.pdf (2010/10/31 アクセス)

図-6 フルタイム換算された女性就業率 (taux d'emploi en equivalent temps plein)



出典：INSEE, L'évolution de l'activité féminine en France: une approche par pseudo-panel p.19
http://insee.fr/fr/publications-et-services/docs_doc_travail/g2005-02.pdf (2010/10/31 アクセス)

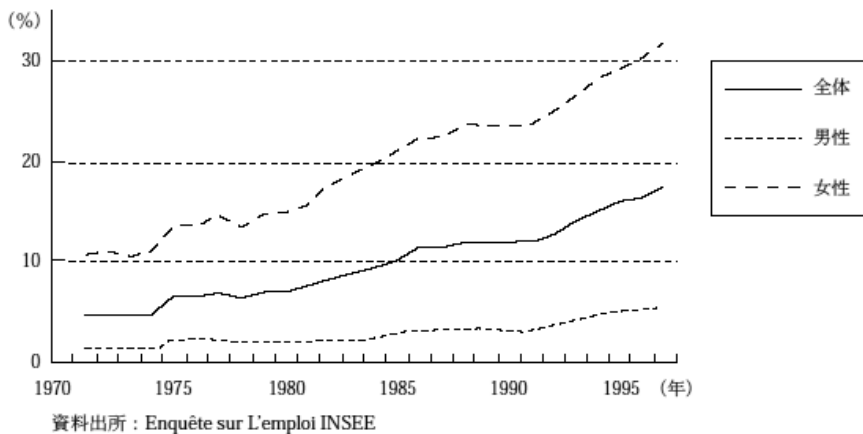
(3) フランス女性の労働力率カーブが上昇した要因

先述した Cédric AFSA と Sophie BUFFETEAU (2005) の研究を踏まえ、近年の INSEE の統計から、フランス女性の労働力率カーブが上昇した要因について述べる。

1) パートタイム労働者

1970 年から 1995 年ごろまでのフランスのパートタイム労働者の比率の推移をみると (図-7)、男性は 1970 年ごろに約 1% であったものが 1995 年ごろには約 5% にまで増加しているものの、顕著な増加とはいえない。一方、女性は 1970 年に 10% 強であったパートタイム労働者の比率が、1995 年には 30% にまで急伸している。この状況は、フランス女性の労働力率カーブの M 字の底が 1970 年以降に上昇したことも整合している (図-2)。フランス男性の場合、パートタイム労働者の数や割合が小さいことから、フルタイム換算した就業率とフルタイム換算しない就業率との乖離は小さい。一方、フランス女性の場合には、パートタイム労働者の増加が著しいことから、フルタイム換算することにより就業率の上昇は抑えられるといえる。

図-7 フランスのパートタイム労働者の比率の推移 (雇用労働者との比率)



出典: 鈴木宏昌 (2003) 「フランスのパートタイム労働」『大原社会問題研究雑誌』537号 p.3.

次に、INSEE が、2003 年以降の四半期ごとに公表しているフルタイム換算された男女の就業率を考察する (図-8)。ここで、INSEE の定義 (2014) ⁽³⁾ によれば、フルタイム換算就業率 (taux d'emploi en équivalent temps plein) とは、ある年齢階級についてフルタイム換算された就業人数と、その階級の全人数とを関係付けることによって計算される (例えば、ハーフタイムで働く人は 0.5 人として計算され、80% で働く人は 0.8 人分として計算されている)。

フランス男女 (15 歳～64 歳) のフルタイム換算就業率の推移をみると、2003 年～2009 年までの間、フルタイム換算された年齢階級別就業率は、男女ともにほぼ横ばいで

推移していることがわかる(図-8)。さらに、男女別にフルタイム換算した就業率を比較すると、フランス男性の就業率は、2003年以降70%弱で推移しており、フルタイム換算した就業率は、フルタイム換算しない就業率よりはやや下回るものの大きな乖離はなく、フルタイム(100%)に近い労働条件で働いていることを示している。

一方、フランス女性についてみると、フランス女性の就業率は概ね60%弱で推移しており、男性とは10%程度の差がある。そして、フルタイム換算した女性就業率は50%強で推移している。例えば、2008年の第4四半期では、フルタイム換算することにより女性就業率は6.6%低下し、男性の就業率との乖離が14.4%に広がっている。また、女性就業率の内訳をみると、フルタイム就業率が40%強、パートタイム就業率が20%弱を占めている。

ここで、就業率と労働力率は次のような定義により求められる。

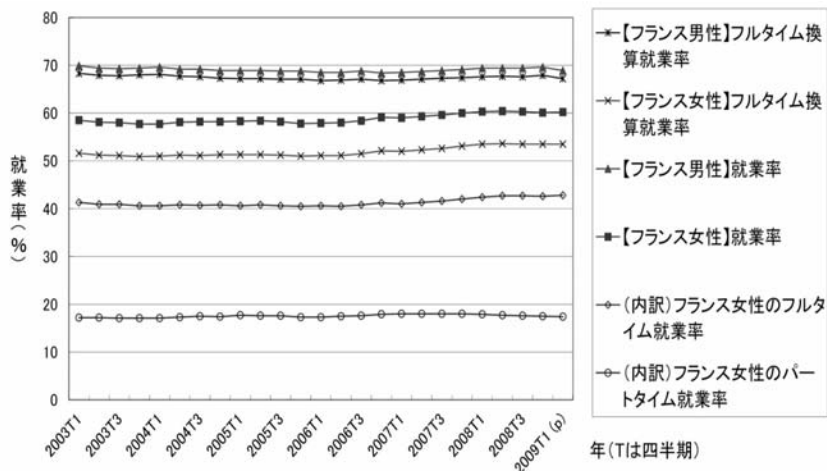
$$\text{就業率 (\%)} = \text{就業者数} / \text{15歳以上人口} * 100$$

$$\text{労働力率 (\%)} = \text{労働力人口 (就業者 + 完全失業者)} / \text{15歳以上人口} * 100$$

すなわち、分母の15歳以上人口が変動しないと仮定すると、就業率が低下した分は、そのまま、労働力率の低下として反映されることになる。フランス女性の就業率は、フルタイム換算することにより、例えば2008年第4四半期では6.6%低下することから、女性全体の労働力率についても、同様に、6.6%程度減少することが推定される。

別の見方をすると、フランス女性のパートタイム労働は、フルタイム換算した場合の実質的な女性労働を大きく変化させないまま、フランス女性の見かけ上の労働力率を増加させ、その結果、フランス女性の労働力率を数%だけ上昇させる要因になっているといえる。

図-8 フランス男女(15歳~64歳)のフルタイム換算就業率



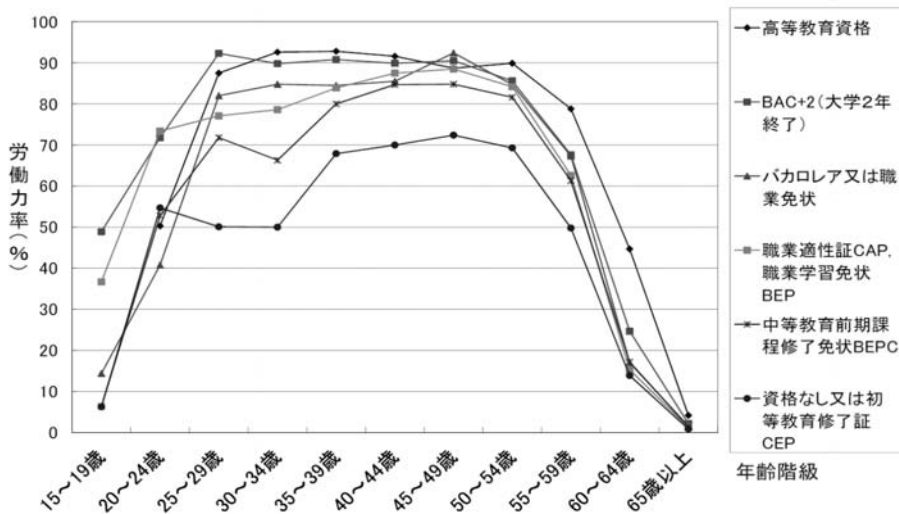
出所：INSEE: emploi BIT en équivalent temps plein dans la population de 15 ans ou plus ou de la tranche d'âge.http://www.insee.fr/fr/indicateurs/indic_conj/donnees/sl_txempETP.xls (2010/10/3 アクセス) から作成

2) 学歴

2008年フランス女性の学歴・年齢階級別労働力率をみると、高学歴の高等教育資格者⁽⁴⁾およびバカロレア（高等教育入学国家資格 BAC）と大学2年終了資格者の労働力率カーブはほぼ台形を示している（図-9）。その労働力率は80～90%程度となっており、男性の労働力率カーブと匹敵するような様相を呈している。また、高学歴女性は、20～34歳の出産・育児期にも高い労働力率を示していることから、継続的に就業していると推測される。

一方、学歴が下がるにつれて、労働力率カーブは徐々にM字型に変形しており、職業資格なし又は初等教育修了証（CEP）の資格取得者（以下、「資格なし」という。）の女性については、労働力率が全体的に低下するとともに、特に20～34歳の階級において大きな低下を示している。

図-9 フランス女性の学歴・年齢階級別労働力率（2008）



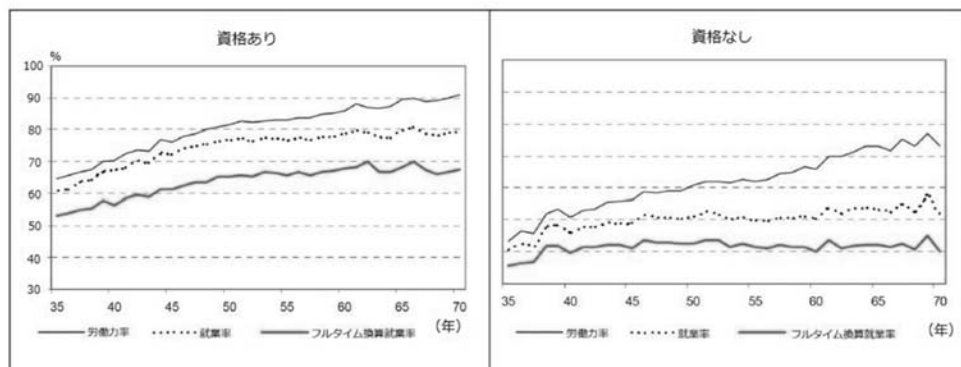
出所：INSEE, Enquête e m ploi en continu 2008 (2010/11/14 アクセス) から作成
凡例の訳は、『フランスの労働事情』p.188を使用

次に、資格別のフランス女性労働をみると（図-10）、資格ありの女性労働力率は、資格なしの女性労働力率よりも高いレベルで推移しているものの、いずれの労働力率も上昇傾向にある。なお、資格なしの女性に比べて、資格ありの女性については、労働力率と就業率の差である失業率は小さい。さらに、フルタイム換算された就業率についてみると、資格の有無に関わらずフルタイム換算した就業率の増加はみられないが、資格ありの女性のフルタイム換算就業率の方が高いレベルにとどまっているといえる。

このように、高学歴女性については、学歴のより低い女性に比べて、出産・育児期に労働力率が低下しない傾向がみられる。しかし、フルタイム換算就業率をみると、資格の有

無に関わらず、労働力率が上昇しているとはいえない。ここから、資格を持っている女性もパート就労によって、キャリアを継続していることが推測される。

図－10 資格別のフランス女性労働



出典：INSEE, L'évolution de l'activité féminine en France: une approche par pseudo-panel p.24
http://insee.fr/fr/publications-et-services/docs_doc_travail/g2005-02.pdf (2010/10/31 アクセス)

3. フランス女性の労働力率上昇の社会的背景

この章では、フランス女性の労働力率の上昇に深く関連する社会的背景について明らかにする。

(1) 女性の社会参画を支えた政策

1930年から1950年代の家族政策は、伝統的家族（婚姻による結婚、3から4人の子ども、専業主婦）を財政的に援助するものであったが、1965年に「家族の首長」概念の廃止、妻の自由に職業に従事する権利の承認などが実施され、女性の権利が拡大した（中嶋1988：55-61）。また、フランス政府は、1972年には、同一労働同一賃金法を成立させ、専業主婦奨励策を放棄して共働きのための保育手当を新たに新設した。そして、1983年には男女職業平等法を成立させた（佐藤2005：34；中嶋1988：55-61）。この男女職業平等法は、初めから男女双方に対する差別を禁止し、違反に対して刑事罰を科すという厳しい内容の法律であった（神尾2007：129）。さらに、1985年以降は世帯主概念が取り払われ、両親のどちらでも直接家族給付を受け取れるようになった（船橋1993b：108）。

この時期のフランス女性の労働力率をみると、1975年には、出産・育児期にあたる25歳～39歳の労働力率が1962年より上昇し50%を超え、1983年には約70%近くまで上昇している（図－2）。このように、出産・育児を支援するような家族政策が、女性の権利拡大とともに、女性の就業支援にもつながったと考えることができる。

フランスには仕事と家庭の両立に関する手当として、職業自由選択補足手当（1984）

と保育方法自由選択手当がある(船橋 2009: 52-56)。前者の手当は、子育てのために職業活動をまったく停止したり部分的に停止したりした場合の所得喪失を補償するものであり、後者は6歳未満の子どもの保育について、公認保育ママの雇用または自宅保育によって発生する費用を補助する手当である(内閣府 2005: 69-70)。さらに、船橋(1993a: 54-64)は、フランスでは教育制度によって、母親の就労の有無にかかわらず事実上2歳から利用できる公共の保育体制が整っており、このような保育・就学前教育⁽⁵⁾の拡充に比例して女性の就労率の「M字型曲線」が解消されていると述べている。フランスの労働者は、フルタイムからパートタイムあるいは逆の選択をする権利を有しており、子どもが幼く保育手段に欠けるなどの家族的事由により、1年を単位として少なくとも1週間の不就業期間を一回または複数回、設定することができる(井上 2013: 12-20)。

このような家族政策は、出産・育児の時期あるいは子どもの就学時期において、女性がフルタイムからパートタイムへと就業形態を変えるなど自分の生活パターンに合った労働スタイルを選択し、離職をすることなく仕事を続けることを可能にしていると考えられる。

(2) 労働政策

1980年代の初めから、フランスではワークシェアリングによる雇用の維持、さらには職業と家庭の両立という目的のため、政府はパートタイム労働を積極的に推進し、パートタイムとフルタイムの平等取扱い原則を含む保護立法を行ってきた(井上 2013: 16)。さらに、フランスにおいて、2000年1月19日第2次オブリ法(労働時間短縮に関する法律)が成立し、法定労働時間は、週39時間から35時間に短縮された(内閣府 2002: 43)。

このようにフランスでは、労働政策上、短時間労働を促進する法整備が行われており、その中で、パートタイム労働も定着してきたといえる。

なお、現在のフランスの法定労働時間は、1週35時間または年1607時間と定められている。一方、日本の法定労働時間は1週40時間、1日8時間と定められており、フランスよりも法定労働時間は長い。また、就業者一人あたりの平均年間総実労働時間は2011年フランスでは1476時間であり、日本の1728時間をはるかに下回っている(『データブック国際労働比較 2013』: 189、197-198)。

(3) パートタイム労働

フランスのパートタイム労働は、単に労働時間がフルタイムより短い就業形態であり、無期契約、有期契約、派遣の就業形態にそれぞれフルタイムとパートタイムが存在する。パートタイム労働は、フルタイムと同様の労働協約上及び法的な権利を有し、時間当たりの賃金はフルタイムと同様である。また、社会保障制度に加入する義務がある。さらにパートタイムとフルタイムの転換が可能な就業形態である。

ここで、フランスにおけるパートタイム労働者の現状をみると（表-1）、全女性労働者のうちの30.3%がパートタイム労働者で、そのうち、15時間～29時間で働いているパートタイム労働者が16.3%を占めており、女性のパートタイム労働者の半数以上が15時間～29時間という時短労働に従事していることがわかる。パートタイム労働者のうち、女性比率は82.0%であり、圧倒的に女性労働者が多い。このように、女性の就業形態は、フルタイム労働とパートタイム労働に2極分化している傾向が強く表れている。

フランスにおいてパートタイム労働の規模が目立って増加した要因として、すでに述べたように、1980年代にパートタイムを促進する法律が整備されたことが挙げられる。

パートタイムの導入を容易にするとともに賃金生活者を保護するという目的でパートタイム労働に関する1981年1月28日法が成立し、これを修正した1982年3月28日法が成立している。例えば、1982年3月28日法により雇用者の社会保障負担の一部免除が導入され、従来は週労働時間にかかわらずパートタイム労働者を1人の従業員とみなして社会保障負担が算出されていたものが、社会保障負担が労働時間に比例して算出されるようになった（三富1992：173-181）。その結果、企業のパートタイム労働者の社会保障費負担が軽くなったこともパートタイム労働の増加に寄与していると考えられる。ただし、三富（1992：181-185）は、パートタイム労働は増加したものの、パートタイムの比率の上昇は雇用総量の減少とともに進んだこと、パートタイムと育児・家事労働の時間的調整は予想されたほどには行われなかったこと、パートタイムとフルタイムとの相互転換制度は自主的な選択といえるほどではなかったことを指摘している。

さらに、1993年からパートタイム労働奨励策が実施され、子どもを持つ公務員や管理職の女性にとっては、学校が休みとなる水曜日を休みとする形でパートタイムを選択することができた（『フランスの労働事情』2001：63-65）。

このように、フランスにおけるパートタイム労働は、自発的に選択された短時間労働の実現という点では積極的な意味を持つ労働形態といえるが、一方では、雇用情勢による労働時間短縮という消極的な意味をも包含する労働形態といえる。井上（2013：18-19）は、フランスにおける女性パートタイム労働者のうちの30%強（2011）が、フルタイムの職が見つからないためにやむを得ず不本意パートタイマーとして働いていると問題を提起している。しかしながら、いずれの意味であったとしても、フランスにおけるパートタイム労働は、結果として、労働力率を引き上げた要因といえる。

なお、日本のパートタイムは、多くが有期契約で雇用され時給制で労働契約を結んでおり、時間当たりの賃金は同一労働を行うフルタイムに比べて低く、また社会保険や雇用保険の完備されていない場合が多く、フランスに比べて不安定な就業形態といえる（『労働法の世界第6版』2005：108-110）。さらに、鈴木（2003：2、10-11）は、日本とフランスのパートタイム労働の違いについて、フランスでは、パートタイム労働に関する法整備がなされていること、パートタイム労働者固有の労働市場は存在しないこと、雇用情勢の悪化がパートタイム労働を後押ししている面があること、そして、パートタイム労働を基

本的に個人の選択による短い労働時間と位置付けていることを挙げている。

表－1 フランスにおけるパートタイム労働者の現状

週労働時間	女性 (千人)	男性 (千人)	女性比率 (%)	全女性就業者に占める労働時間別パート労働者の割合 (%)
15時間未満	540	145	78.9	4.6
15時間から29時間	1,895	414	82.1	16.3
30時間以上	1,084	208	83.9	9.3
全 体	3,526	773	82.0	30.3

(出典) "Population active occupée à temps partiel selon la durée du temps partiel", 国立経済統計研究所作成

*対象者：15歳以上でパートタイム労働に就いている女性

**当データは2008年に公表されたが、調査自体は2006年に行われている。

出典：<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/236/023615.pdf> (2010/12/10 アクセス)

4. まとめ

(1) フランス女性の労働力率カーブはなぜM字型から台形に変遷したのか

フランス女性の労働力率カーブの形状は、1970年頃にM字型からの脱却が始まり、近年では台形を形成するに至っている。このような女性の労働力率の変遷は、1970年前後に行われた女性労働促進のための法整備に端を発する。1972年には、同一労働同一賃金法が制定され、保育手当や保育環境が整備された。また、1983年には男女職業平等法が成立し、パートタイム労働についても法整備が行われた。また、パートタイム労働は、自発的に選択できる短時間労働形態と位置づけられ、女性によるパートタイム労働が急伸することとなった。

フランスにおけるパートタイム労働は、自発的に選択された短時間労働の実現という点で積極的な意味を持つ一方、雇用情勢による労働時間短縮という消極的な意味をも包含している。このため、パートタイム労働は、フランス女性のワーク・ライフ・バランスに貢献する場合のほか、雇用側の都合による場合もあることにも留意すべきであろう。

このように、女性労働を巡る種々の社会制度の整備が引き金となって、パートタイム労働がフランス女性の労働力率カーブを台形に移行させる原動力となったといえる。

一方、フランス女性の労働力率カーブの上昇要因を統計的側面から考察すると、失業者の増加、パートタイム労働の増加といった要因が影響している。それら要因の一つであるパートタイム労働は、フルタイム換算した場合の実質的な女性労働を大きく変化させないまま、フランス女性の見かけ上の労働力率を数% (2008年第4四半期において6.6%) 上昇させていることが見出される。なお、ここでのフランスのパートタイムとは正社員短時間勤務者のことであって、日本の非正規パート労働者と同義ではない。

(2) 日本女性の労働力率についての考察

日本では、フランスをはじめとした欧米諸国における女性の労働力率カーブを参考にしながら、日本女性の労働力率カーブも同様に台形に改善される必要性が議論されている。

しかし、フランス女性の労働力率カーブがパートタイム労働の増加によって改善されたことを踏まえると、日本においても法整備が整ったパートタイム労働の積極的な導入を検討する余地が十分にあるのではないか。日本の就業女性が出産・育児という時期に至った場合、継続就業か労働市場からの撤退かといった二者択一的な選択ではなく、自らの生活に適した労働時間を自発的に選択できるような仕組みは、女性の働き方を多様にできると考えられる。

日本では、女性の年齢階級別労働力率について、「M字カーブ問題」を解消し、女性が労働市場に参画できるような仕組みが議論されている（2010年12月17日閣議決定）。労働力率という指標の改善は有意義な目標ということではできるが、併せて、女性が多様なワーク・ライフ・バランスを実現するために、自らのワーク・ライフに適した短時間労働を自発的に選択できるような社会制度を導入することも視野に入れるべきであろう。

< 註 >

- (1) 第3次男女共同参画基本計画（閣議決定）p.3「M字カーブ問題」の解消。
http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2010/1217dai3danjo_kihonkeikkaku.pdf（2010/10/31アクセス）
- (2) フランスの出生率（在日フランス大使館HP）<http://www.ambafrance-jp.org/3-人口-2012#05>（2014/2/1アクセス）。日本1.39(2011)、イギリス1.94(2009)、アメリカ2.08(2008)、ドイツ1.39(2010)、スウェーデン1.98、2013、『世界の統計2013』、p.50。
- (3) INSEE 定義 <http://www.insee.fr/en/methodes/default.asp?page=definitions/taux-emploi-equiv-temps-plein.htm>（2014/2/25アクセス）
- (4) 高等教育は国立大学・私立大学・グランゼコール・リセ付設の準備級等で行われる。フランスの学校制度における資格ついて詳細記述あり。（独立行政法人労働政策・研修機構）http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2004_6/france_01.htm（2014/1/31アクセス）
- (5) 就学前教育は、3~5歳児を対象に主として幼稚園で行われる。幼稚園は、保育所・託児所と小学校の中間に位置し、義務教育ではないが保育料は無料。希望すれば2歳から入園ができる。（内閣府経済社会総合研究所、2005、『フランスとドイツの家庭生活調査』p.114。）

参考文献

- Cédric AFSA et Sophie BUFFETEAU, AVRIL 2005, INSTITUT NATIONAL DE LA STATISTIQUE ET DES ÉTUDES ÉCONOMIQUES, L'évolution de l'activité féminine en France : une approche par pseudo-panel, http://insee.fr/fr/publications-et-services/docs_doc_travail/g2005-02.pdf（2010/10/31アクセス）
- , 2006, L'activité féminine en France: quelles évolutions récentes, quelles tendances pour l'avenir ?, INSEE
http://www.insee.fr/fr/ffc/docs_ffc/es398-399e.pdf, pp.88-92（2010/10/31アクセス）

- 船橋恵子, 1993a, 「出産・育児に対する支援制度のあり方—フランスの例を検討しながら日本の制度形成を考える—」『季刊・社会保障研究』vol29, pp.54-64.
- , 1993b, 「現代フランスの産育—仕事と育児との両立—」『女性空間』10号, p.108.
- , 2009, 『育児のジェンダー・ポリシーックス』勁草書房, pp.52-56.
- ILO LABORSTA <http://laborsta.ilo.org/default.html> (2010/10/31 アクセス)
- 井上たか子, 2005, 「ジェンダー統計にみるフランスの男女平等の現状」『女性空間』22号, 日仏女性資料センター, pp.133-134.
- INSEE, Enquête emploi en continu 2008 http://www.insee.fr/fr/ppp/bases-de-donnees/irweb/eec08/dd/excel/eec08_PACT02_2008.xls (2010/11/14 アクセス)
- , emploi BIT en équivalent temps plein dans la population de 15 ans ou plus ou de la tranche d'âge, http://www.insee.fr/fr/indicateurs/indic_conj/donnees/sl_txempETP.xls, (2010/11/14 アクセス)
- 石田久仁子編, 2013, 『フランスのワーク・ライフ・バランス男女平等政策入門:EU, フランスから日本へ』, パド・ウィメンズ・オフィス, pp.12-20. (井上たか子)
- 神尾真知子, 2007, 「フランスの子育て支援」『海外保障研究』No160, pp.33-72.
- , 2013, 「フランスの男女職業平等と家庭内労働の分担」『女性空間』30, pp.70-77.
- 厚生労働省, 2009, 『平成20年働く女性の実情』p.3.
- 牧陽子, 2008, 『産める国 フランスの子育て事情 出生率はなぜ高いか』明石書店, pp.54-59.
- 三富紀敬, 1992, 『欧米女性のライフサイクルとパートタイム』ミネルヴァ書房, pp.173-185.
- 内閣府, 2002, 「世界経済の潮流」, p.43, <http://www5.cao.go.jp/keizai3/2002/0501sekai021-s.pdf> (2014/2/1 アクセス)
- , 2004, 『平成16年版男女共同参画白書』, p.61.
- , 2013, 『平成25年版男女共同参画白書』, p.14, p.17.
- 内閣府経済社会総合研究所, 2005, 『フランスとドイツの家庭生活調査—フランスの出生率はなぜ高いのか—』pp.69-70, p.114, <http://www.esri.go.jp/jp/prj/hou/hou012/hou012.html>(2014年2月1日アクセス)
- 中窪裕也・野田進, 2005, 『労働法の世界』第6版, 有斐閣, pp.108-110.
- 中嶋公子, 1988, 「フランスの家族政策と「第3子」」『女性空間』5号, pp.55-61.
- 日仏女性資料センター, 1993, 『女性空間』10号, pp.18-21.
- 労働政策研究機構, 2001, 『フランスの労働事情』, pp.60-65, p.188.
- 労働政策研究・研修機構, 2004, 『労働政策研究報告書 No.15 フランス・ドイツにおける雇用政策の改革』, pp.35-36, pp.38-40.

- , 2013, 『データブック国際労働比較 2013』, p.53, p.189, pp.197-198.
- 佐藤清, 2002, 「フランス社会とジェンダー —労働と女性問題の現在—」『経済学論纂 (中央大学)』第 42 巻 6 号, pp.166-168.
- , 2005, 『フランス—経済・社会・文化の位相』中央大学出版部, p.34, pp.38-47.
- 総務省, 2013, 『世界の統計 2013 版』, p.50.
- 鈴木宏昌, 2003, 「フランスのパートタイム労働—個人の労働短縮と半失業の狭間で」, 『大原社会問題研究所雑誌』No537, pp.1-11.
- 棚橋直子・中島公子編, 2007, 『フランスから見る日本ジェンダー史』新曜社, pp.218-225.
- 植野妙実子・林瑞枝編, 2007, 『ジェンダーの地平』中央大学出版部, p.129. (神尾真知子)
- (財) 日本 ILO, 2002, 「フランスのワークシェアリングの現状と課題」『世界の労働』, p.25.

(いのうえ すみえ: 日本女子大学人間社会研究科現代社会論専攻博士課程前期修了)